

お知らせ

(労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に係る労使協定の修正について)

令和 4 年 7 月 11 日付東京労働局長による是正指導に基づき、下記のとおり労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に係る労使協定を修正したのでお知らせいたします。

なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はありません。

記

- (1) 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき締結した労使協定のうち、協定対象派遣労働者の賃金の退職金について、合算方式を採用した旨に訂正。

なお、この覚書による労使協定の改定及び運用は、労使協定の締結日から運用する。

<問い合わせ先>

株式会社フロントライン

派遣元責任者 三輪 みどり

電話番号 03-3518-4700

以上